

免震材料の大臣認定不適合問題に関する意見書の提出について

免震材料の大臣認定不適合問題に関する意見書を次のとおり提出する。

平成27年3月20日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか36名
〔自民党市議団，公明党市議団，
無所属（議決），無所属（議決）〕

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，国土交通大臣 宛て

京都市会議長 名

免震材料の大臣認定不適合問題に関する意見書

建築物の基礎部分として使われ、地震の揺れを吸収するために使用される免震ゴムのうち3製品は、国土交通省の認定する性能評価基準を満たしていない「不適合な製品」であり、技術的根拠がないのに認定を取得するため、データを改ざんするという問題が発覚した。

この間、耐震強度偽装事件を含め、建築物全般に対する対応として、建築確認検査制度の総点検などが行われ、居住者の安全の最優先、居住の安定確保はもちろんのこと、国民の信頼を取り戻すために再発防止に向けた取組が行われてきた。

それにもかかわらず、このような問題が発覚した。

国土交通省は、「不適合な製品」が使用された55棟のうち、「公共性が高い」と判断した15棟については名称と所在地を公表したが、それ以外は風評被害を防ぐために公表しないとしており、問題の免震ゴムにより建物の倒壊など、大きな被害は考えにくいとのことであるが、国民の不安は広がっている。

よって国におかれては、事業者による安全性の確保；安全性に懸念が生じている場合の交換などの対応が速やかに進むよう指導を行うとともに、被害者救済のための支援制度等についての検討など、迅速な対応を講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。